

第4回 仙台市震災復興検討会議 東部地域検討ワーキング議事録

日 時 平成23年10月26日(水) 10:00~11:30
場 所 仙台市役所 第四委員会室
出席委員 増田委員、板橋委員、渡邊委員
欠席委員 今村委員、中井委員
市 側 山田震災復興本部長、梅内主幹、柳津産業プロジェクト推進課長、佐藤農政企画課長、都市整備局鈴木次長、小野都市計画課長、建設局村上部長、建設局吉川次長、斎藤副区長、小野副区長
議 事 (1)第2回東部地域まちづくり説明会の実施状況について
(2)地域からの要望について
(3)津波シミュレーションの見直しについて
(4)安全な住まいの確保の考え方について
(5)今後のスケジュールについて
(6)その他
配付資料 資料1 第2回東部地域まちづくり説明会の実施状況について
資料2 仙台沿岸区域における海岸堤防建設に関する要望書
資料3 津波浸水シミュレーションの見直しについて
資料4 安全な住まいの確保の考え方
資料5 最終案策定に向けたスケジュール

1 開会

○増田委員

それでは第4回の東部地域検討ワーキンググループの検討会に入りたいと思います。なかなかお時間の無い中、全員参加が難しかったのですが。資料の確認をお願いします。

○事務局(梅内主幹)

土日とか夜の日程も加味させていただいたんですが、皆さんお揃いは難しいという事で座長と御相談いたしまして本日の開催となりました。本日、今村先生がインドネシアの方にご出張、中井委員が公務のため御欠席との御連絡でございます。本日の資料でございますが、資料1~5までをご用意させていただいてございます。スケジュールまでございます。過不足ございませんでしょうか。以上でございます。

2 議事

○増田委員

それでは資料は皆さん配られているようなので、次に議事録署名ですが、渡邊先生にお願いします。では議事に入りたいと思います。とりあえず、これまでの状況等を含めて事務局からご説明をお願いします。

○事務局(梅内主幹)

それでは資料に従いましてこれまでの状況を含めてご説明を申し上げます。資料1をご覧ください。中間案を受けまして2回目の東部地域へのまちづくり説明会を行いました。1点目が、第1回目の津波シミュレーションが出てほぼ同じ町内会に対しまして8月に行ったもの

でございます。その際に中間案が出ました折にということで、中間案が出て直ぐにこの土日を利用して行ったものでございます。19回でございますが、非常に出席率が高く、第1回と比べると落ちておりますが、移転地区に関しては約70%ということで非常に高いご参加を頂いたものでございます。お開き頂きまして説明会の主な意見等ということで地図と一緒にお示しをしてございます。北からいきまして蒲生地区でございます。こちらにつきましては、中野小学校区単位という事で、残りたいけれども移るんであれば一体となって仙台港背後地等への移転というような要望書が前回出していた地区でございますので、それについての検討状況がどうか、現地で土地を嵩上げして再建することは出来ないのか等というようなご質問がありました。各地域に共通する質問で有りますが、最後の所に移転先の土地価格等、結局これから的生活につながる経済的な問題といった御質問がございます。荒浜とか藤塚というような全体が①の区域に入る地域、若林区側でございますが、こちらにつきましては集団移転についてはある程度「止むを得ないのかな」という思いが強い地域かと思います。これにつきましては、集団移転の費用負担の軽減について考えて欲しいというような、生活再建につながる様な支援のお求めがございます。私どもとしましては国の制度へ則って事業化ということでございますので3次補正の内容等、明らかになった段階で次の案をお示ししたいというようなことをお答してございます。集約地の造成時期、あるいはもっと近い所に移転させて欲しい、元々の家になるべく近い所で安全な所に移させて欲しいというような御意見もございまして、これには近いという事、我々がお示した田子、荒井の市街地ですと、やはり土地価格が農地の部分と比べると上がってしまいますので、近いという他に生活再建というようなお考えも入った御意見ではないかと考えてございます。本日、津波被害地区以外に出した住宅の要望の関係でアンケートをとった結果が新聞報道でございますが、復興公営住宅に対してもある程度記載といいますか、そういう所もございまして、そこに関するご質問等がでているものでございます。全域が災害危険区域で西側に入った井土地区でございます。これについては非常に意見が分かれてございまして、建物が残っているのでやはりこちらに住み続けたいというような御意見。あるいは白鳥地区のように条件付きの建築制限、現地再建を認めてもらった上で鉄骨造にするとか、そういう条件付きの建築制限ということで現在地に残れないのか。また、中間案の時は、移動の部分で海岸堤防を井土浦川の内陸側の方に寄せる様な案でしたが、それだと県道と海岸堤防の位置が近くなってしまって効果が出ないんじゃないかなと。井土浦の砂州の所を真っすぐ延ばしてもらえば効果は大きいのではないかというご意見もございました。二木、種次、若林区の南側の地区でございますが、この地区も災害危険区域に入った部分と入らない部分ということで、地域が2分された所でございます。やはりここについては、道路1本とか水路1本で危険区域かどうかという所が分かれるという事に関しまして、やはり割り切れないお気持ちも強いということで、色々な御意見がございます。災害危険区域に入らなかった地区の方については、入らなかったとはいえ何らかの浸水はあると出ているのだから、それに対して支援がないのか、あるいは災害危険区域に入っている方につきましては先程のように条件付き、例えば盛土であったり建築の条件付きで現地再建ができるのかといったような御意見、あるいはこれも全体的に見られましたがピンクの地域に入らなかった所でもやはり不安であって移転したい、という所について集団移転の補助のようなものが無いだろうか、という様なご意見がございます。南蒲生区域でございますが、こちらの方、県道で地域が正に分断される地域でございます。宮城野区の部分ということで、嵩上げする県道が西の方に折れながら地域を分断するという形になっているものですから、若林区のような形で県道を七北田川まで直線化してもらって地域を守る事が出来ないだろうか。地域の一体化を維持して欲しい、元の所に住み続けたいという様なご意見がございました。また、この地区については、丁度台風15号の後で七北田川が決壊いたしまして、県管理の堤防でございますが、そういった事に対して恐怖心というか色々

なお気持ちがありまして、そういう人達の御意見。県道を嵩上げするまでどうするんだ、あるいは七北田川の堤防を早く高くしてくれるよう、県管理という事は十分説明しているんですが、県の方と調整をしっかりして欲しいというような不安がお示しされた所でございます。白鳥地区でございますが、こちらは建物が残っているので現地再建中心ということなんですが、やはり台風直後で内水の被害がございますのでこれについて多くの意見がございましたし、やはり建物が残っているんですが、移転したいという方もあるってそういう選択肢が無いのだろうかという様なご意見がございます。あとは避難所とか避難施設といったものを工夫して欲しいというようなことで御意見がございました。その他の地区、今回ピンクの区域に入らなかった区域についても浸水地区全面的にご説明してございますが、台風直後でもともと内水の問題がある地域でございますので、現在、用排水路について瓦礫撤去を国の方と農政の方で全力で進めておりますが、そこに関するご意見、あるいは工事がいつころ出来るのか、自分達は復興公営住宅に入れないのでどうかというような御意見があった所でございます。これが東部地域まちづくり説明会の様子でございます。この他にこの次の週から市長をトップにして各区の方で中間案全体の御説明をして御意見を承っておりますが、直近ということでこちらの方で直接ご説明をいたしましたので、資料としては今回こちらをお示ししてございます。次の全体会におきましては、市民意見全体についてどういう状況だったのかを提示できるように、今鋭意準備中でございます。次に資料2でございますが、今回説明会等をいたしまして、これに関して地域から要望書が出てきたものをまとめてございます。資料2の最初の所が六郷の連合町内会から10月に出てきた意見でございます。先程のまちづくり説明会をして、その後に出てきた意見でございます。表面をめくって頂きますと太字で要望項目が2つございます。1つは先程も御意見の中にありましたが、井土浦地区に関する海岸堤防を直線化してそれによって効果が出るんではないか。要するに県道の西側の地区、種々地区等が地区を分断される形で災害危険区域が入っているのを回避出来るのではないかという様な御意見が1点目でございます。2点目、人数的に多くはないんですが仙台市でもこの地区の方にあって一部漁業を営んでいらっしゃる方があるので、その辺の再興に向けた要望。仙台市の計画をみると農業の再生が強く出ているので、漁業というのを計画書の中にいれているんですが、その点も強くやって頂きたいという様なご要望を頂いております。おめくりいただきまして、岡田地区から出された要望書2通でございます。最初のものは9月12日、中間案が出る前に頂いたものが右面でございますが、左の方が中間案の説明会を経ましてつい先日、本部長名ということで出てきた案でございます。一つは、こちらの方も岡田地区については、新浜地区、南側の地区ということで県道によりまして地域が分かれていますので、その県道より海側の部分に39条をかけて建築制限をするということについて、反対であるという様なご意見でございます。2番目に海岸防潮堤をスーパー堤防のような形で丘の様なものをつくって岡田を守って欲しいという様な御意見。コスト等の面で難しい面はあるんですが、お気持ちが非常に出ているかなということでございます。3番目の所で新浜、南蒲生地区は県道を真っすぐかさ上げしてもらって、それによって地域を守って欲しいというご意見。ある意味1、2、3とも岡田の地区を一体的に元通りに残して欲しいという意味では、非常に一貫した思いが1、2、3と共通してあるのかなと思ってございます。移転を希望される方があるのも事実でございますので、その方であっても岡田であれば、岡田小学校の辺りから西は浸水が比較的少なかったということがございますので、岡田の地区内に移してもらってこちらの方でコミュニティを維持しながら生活を再建することを認めて欲しい。あとは地下鉄の延伸という様な御要望が出ているところでございます。このような御要望を踏まえまして、シミュレーションを検討いたしましたものが資料3でございます。資料3のうち左側の図面でございますが、こちらが中間案でお示しした御意見、私どもの案でございまして、県道を現在位置で6m盛土する、海岸堤防及び河川堤防を7.2

m高で嵩上げするという案。そして井土浦の所は井土浦川の内陸側の方に折れ曲がる様な形で入れている所でございます。これについて先程の様な御意見があがつたということを踏まえまして、今回見直しをかけたものが②、○新と書いている方、右側の図面でございます。1ヶ所目が県道を直線化するということでお示ししてございまして、こちらの市道の107号線があるんですが、こちらによりますと地区のかなりの部分を防げるという事が出る案になります。この場合にはこのまま県道をいきますとクランクが生じることになりまして、交通が非常に難しいので、今の案としましてはこの直線化する部分から先は県道としてではなくて、何らかの別の形の道路として使って、県道はこの直線化する部分からはすり降りて行って、現在の地面の所を通ってまた橋に上がっていくというような形で処理出来ないかと考えています。また、もう一つは若林区の南側ですが、海岸堤防を真っすぐ伸ばす、井土浦川の海側の方でねばすという案でございます。こちらの案は、もともと国土交通省が仙台湾で考へてある案でございます。我々としては井土浦川の所、この辺は砂州があって元々は防災林が植わっていたんですが、その辺の環境問題というのもあるのかということで内側への整備ということで中間案を出しました。国は元々直線であったこと、地元から要望があったこと、あるいは元々砂洲があったもんですから海の水がこの部分で川と水が混じるということがございませんでしたので、造り方等を工夫することによって環境への配慮というのも可能かということもございまして直線化ということでシミュレーションをかけたというところでございます。これによりますと次のA3にお示ししましたけれども、地域の要望に対しては非常にこれに答える様な結果が出ております。まず、宮城野区の直線化した岡田地区につきましては、2mを超える浸水というものがほぼ見られない形になります。若林区の南の方ですが、こちらにつきましても一部黄色っぽい着色がございまして3mを越えているんですが、こちらを拡大しますとほぼ田んぼの上でございまして、少なくとも住宅にかかる部分で2~3mというような浸水域がでないというようなシミュレーションの結果になりました。そういう意味でも県道の所で分ける事が可能かと思ってございます。また前のページに戻って頂きまして、1点お詫びと訂正があるんですが、こちらの方、現在、県が海岸部分の防災を考えございます。例えば多賀城市等の方で海岸の県管理のところで波を止めないと、多賀城の方に津波被害が出てしまうので、色々あれが出来ないか、これが出来ないかということで県の方で何パターンか考えております。当初聞いていましたのが海岸部分の堤防を平均水面から4.2m上げる、地面から2m程度上げるという案で伺っておりました。これを当時聞いていたのでこれをかけてシミュレーションをしたんですが、これをやってしまうと大潮とは大分効果があると思うのですが、それを越えてしまうと前からの課題ですが、引き潮を止めた上に更に津波に来るという形になってしまふので、内側の部分で寧ろ浸水高が高くなる地域が多く出ています。仙台市域でもかなりそういう部分が多くなっているので、県の方と調整中で最終案まで間に合わないのでないかと思われる所以、こちらについては現在この海岸堤防の設定を外した形で、元の案でというか、悪くなる様な案を出すとしても「うん」と言えませんので、そこについては検討協議しながら、多賀城市さんとの防災等の効果も考えながら今後検討していく事が必要だなと思ってございます。次の全体会の時には海岸堤防の部分の設定を外したシミュレーションをお示しして、宮城野区と若林区の部分、岡田と種次の部分についての結果だけをお示しできればと現在考へている所でございます。資料の説明だけ続けさせて頂きますが、それによりまして、資料4。今回の結果を受けまして、これがワーキングから全体会への御報告の案という様になる訳ですが、県道を直線化する事によりまして蒲生と新浜の部分の危険区域の指定を外す、井土浜の海岸堤防を直線化することによりまして、井土、種次地区にかかっていた県道の西側の建築制限を外すという案で、最終案に向けてワーキングの案としてはどうかというようなことでございます。こちらにつきましては、勿論地域からの「こうしてくれ」という御要望がありますが、当然全員が一致している訳で

はなくて、やはり防災集団移転等で移転したいという方もいらっしゃるのは事実でございます。地域からの要望があったこと、市側としましては危険の区域を減らすという方向の整備であれば、やはりそういうものを取るべきではないかと思ってございますので、こういうような案にさせて頂いてはどうかなと思ってございます。前回中間案では①の部分の世帯数が約2400ございましたが、この変更を加えることによって、これが2000世帯まで400世帯程減って参ります。宮城野区分が250世帯、若林区分が150世帯程でございます。400世帯が危険区域から外れる事が出来るということでございますので、こういった形で親会の方にご報告してはどうかというのが事務局側の検討の案でございます。最後までいかせて頂きますが、資料の5ということで日程の調整をさせて頂いておりますが、次の検討会議を11月2日に予定してございます。ここに向来て本日のワーキンググループの検討結果、あるいは現在取りまとめをしておりますパブリックコメント等の状況についてご報告し、これを踏まえた最終案に向けた修正の案を御提示して御意見を頂き、調整加えまして、14日に検討会議の最終回を想定してございますが、その間調整をさせていただきたいと思っている所でございます。もし今日のワーキングで今回の内容が是となれば、シミュレーションを行いましたので再シミュレーションを行った場合には地域に説明するという風にお約束をしております関係で11月の5日と6日、先程の岡田地区、あるいは若林区の種次、井土の地区に対して説明会をする予定でございまして、御案内の文書をそろそろ発送しようかなと考えているところでございます。説明が長くなりましたが、資料については以上でございます。

○増田委員

ありがとうございました。それでは差し当たり質問があれば伺いたいと思います。

○渡邊委員

先程、多賀城市さんとの兼ね合いで、資料3を修正したようなものがありました。これがよく分からなかつたんですが。私が分かるように説明して頂ければと思ったのですが。

○事務局（梅内主幹）

多賀城市の方で結局、大きな津波を防ぐ手立てが取れないという様な事があって、多賀城市への津波被害というのは全て仙台港の所から入ってくる水でございますので、港湾管理者である宮城県さんに対して、この間協議をしてきております。多賀城市と同時に仙台市等の同様の関係にありますので、こういう御意見について調整をしてきた所でございますけれども、宮城県さんとしても港湾の効能を落とす様な整備が出来ないと、やはり市民、県民の財産を守るということはやりたいということで非常に悩まれまして、最初は、港湾堤防1m位の高さ、T.P.3m位の高さの堤防がございますが、これを1m程上げてみるとどうかということで検討しておるところでございます。ただ、これによりますと多賀城地区もそうなんですが、オレンジの区域が広がっている部分が、仙台市側もございますし多賀城市側の仙台港の北側の方でもございます。赤い所も広がっているかなと思いますが、白鳥の中でも赤い色が入って来てまして、これが何故かという事で越村先生とも御相談したのですが、やはり波が引かない、海に出ていかないようになってしまうので、そこに押しかぶさるように、T.P.4.2なので大きい津波の場合は軽く第2波、第3波がこれを越えてきますので、たまたま水の上にまた津波が来る、そうすると浸水深が高くなったり、奥の方まで届くことになってしまふので、浸水域が広がるという事になります。通常の大潮でありますとか、小さい津波に対する効果というのが1m上げる事によってかなり出るんだろうと思うのですが、県の方でもシミュレーションしていますので、どういう結果かというのもあるのですが同じものを使っているので同じ結果だと思うのですがこういう結果が出た時に、これをどうするの

かというのをやはりもう少し考えないということで多賀城市さんともお話をしようとしているところでございます。

○渡邊委員

この港湾堤防を+4.2となっている所が検討中であるということですね。

○増田委員

今のは多賀城との関係ですが、名取との関係でいうと若干オレンジのエリアが増えて気になることがある。図としては切れちゃっているのですが、そこら辺のお話し合いも一応やられているのでしょうか。

○事務局（梅内主幹）

名取市の事もこの間お話をしておりますが、シミュレーションは名取川の所の河川堤防は入れているんですが、名取市側のT.P.7.2の海岸堤防の設定を入れていない内容になっているので、一つはこういう事になっております。名取市の方でも海岸堤防を7.2に上げていくのでその部分については宮城県の方で全県的な防災の案が出そろっているので、それを全て足し上げた様な防災を検討されておりまして、その中では一定の効果が出るものと思ってございます。また、閑上も非常にお悩みのようで嵩上げをした上で現地再建を検討されておりますが、嵩上げ等の効果がどれ位あるか等については、検討、名取さんのほうでシミュレーションをしておりまして、最新のデータをもらっていましたが、海岸堤防が入ってくると赤い区域については抑えられるかなという所だと認識しております。

○増田委員

もう一つ蒲生の所の直線化ですが、どういう風に交通が処理されるのかがよく分からない所もあって、恐らく現地の説明の時にもそういうのが出てくるのではないかと思うのですが。少し図面の書き方とか有るのでしょうか。

○事務局（梅内主幹）

この部分の交通処理については、要望を入れてシミュレーションをした段階というのが率直なところでありまして、先程現道の方の下におろしてという風に申し上げたんですが、そういう形かなということでやっております。説明会が5日、6日にもございますのでそれまでにはこちらの方についてどういう説明をするのかを整理する必要があると思います。

○渡邊委員

もう一ついいですか。種次地区ですとか、南の方で浸水深が低くする事が出来そうだという見直し案ということで理解していますが、この手の質問は今村先生がいらっしゃるとよろしかったでしょうけども。確かに以前に聞いたお話ですと、白鳥地区の方は仙台港の方から水が静かに入って来て、水深が静かに上がっていくような津波の入り方だったので、逆に建物が残ったと。ですが、南の方ですと堤防を越えて、所謂越波が加速度をつけていくというか、かなりの衝撃力を越えてくるようなイメージで理解したのですが、そういった懸念は南の方については、更に河川防御が三重になっていると理解できるんですが、そういった心配はないのかという所はいかがでしょうかね。

○事務局（梅内主幹）

流速のデータはあるんですが、今日の段階で直近について直ぐにということがあつて。確か

におっしゃることは非常によく分かります。幸い1mか2m位の所に収まるんですが、流速の関係によっては危険ということもあり、流速と流出の関係というのが2mの浸水深程、相関性がはっきりしていない部分があって、ちょっと私どもの方でも判断に迷う所ではあるんですが、もうちょっと確認して。

○渡邊委員

危険区域としないことであれば、何らかの建築に対するどの程度の条件の区域かよく分からぬ所ですよね。何らかの配慮は有ってもいいんじゃないかなと思います。この辺は専門的な知見がまずは必要かなと思う。

○板橋委員

県道の位置を変えることによって、工期にどれ位の差が出てくるというのがイメージありますでしょうか。現行のままのものと、こうやって位置をえて作り換えるという事で。例えば期間というのはどの程度差が出てくるのですか。

○事務局（村上部長）

建設局道路部の村上でございます。工期については変わらずに出来ると思います。ただ、費用が若干。と言いますのは、今の県道をそのまま東側にずらすとそれでいいんですが、やはり先程梅内主幹からの説明もありましたように道路の形状としてクランクになってしまふ。堤防でぶつかり、また高砂橋でまたぶつかり。そして港湾道路でまたぶつかりという形で、何度も繰り返して曲がっていかなければならぬので、基本的には直線化にしたとしても今の県道の所に下りていく様な形で、岡田の方に下りていって、また高砂橋を渡っていく形での交通の処理を考えいかなければならぬので、その分の費用が若干出てくるかなという感じはあります。全体と比べれば微々たる費用になってくるかと思います。全体の費用がかなり大きいものですから。

○事務局（梅内主幹）

中間案での案におきましても、私どもが考えていましたのは現在の県道は使用したまま、その海側の所に盛り土をして、現在の現道は側道として残す。堤防化した県道の側面の波が落ちた所を守る必要があると言われていますので、そういう形で想定してみたので、道路の切り替えの処理とかが比較的生じないような形での想定でしたので、そういう面では変わらないかなと。今、道路部長からも申し上げましたように、もし下りていくという事になれば多少の工期、工費の関係でそれが出てくるかなと思いますが、比較的小さいのではないかと。今の所詳細に見積もっている時間がありませんので、そのように考えてございます。

○増田委員

3次補正の予算案が閣議決定されたというのは新聞でみているのですが、読んでもどうも具体的に分からぬのですが。今回防災集団移転とか区画整理、まちづくりの新しい法の動きとか、まだ説明出来ない状況であるのか、もう少し時間をかけて、今回通れば有る程度細かい話が出てくるのか、そこら辺の状況はどのような感じでしょうか。

○事務局（鈴木次長）

都市整備局の鈴木と申します。今の増田先生のお話であった3次補正に絡む事でございますが、確かに閣議決定はされておるんですが、公開審議はこれからという事もございます。実は、先週金曜日に国土交通相をはじめ関係省庁の方々が今回の東日本大震災に絡む様々な

事業についての制度の見直し等の説明会がございましたが、そこでも防災集団移転促進事業ですとか、被災地の市街地整備みたいな形の具体的な話をいただけておりません。と申しますのも、予算案として通っていないということと、そのものの予算を取つてから具体的な制度設計といいましょうか、その詳細を定める要綱の様なものがそれから表に出てくるという事になりますと、実は仙台市として承知していないと。ただ、新聞等々では様々な数字も出てくるんですが、我々の方としてきちんとした正式のご説明をいただいているという状況にございまして、まさに関係する地域の方々に対しても我々、以前から3次補正の中身がはっきりした時点で改めて新しい制度の中身ですとともに含めて、きちんと制度、事業の説明を申し上げますということでお約束してございますので、今もかなり見込みではございますが、地域への説明はへたすると12月、師走に入ってからのご説明になるのかというイメージは持つてございます。

○増田委員

一番最悪なケースは期待だけ増えてしまつて、実際蓋を開けたらあまり使えなかつた制度になつてしまつたとかいうことがあるとあれなのですが。なんとなく方向性としては今出ている様なことで行けそうだという感触でしょうか。まだそこまではでしょうか。

○事務局（鈴木次長）

我々事業主体として、仙台市としての制度の改正という話と、被災なさつて実際に移転なさる方々にとっての経済的な負担の軽減という2つあろうかと思うんですが。相当国の方では大分検討を深めて頂いてもおりますし、漏れ聞こえてくる所もあるんですが、ただ我々の方が様々な御要望に100%が満足する内容でもなかろうと思われます。その辺につきましては先日終わりました審議会の中でも議論して頂いておりますが、仙台市として国の制度を補完するような事を考えていくべきではないかという御意見も審議会からも頂いております。その辺を仙台市としてどういう風に取り組むのかという事も含めて、至急3次補正の中身が明らかになり次第、それに向けての準備といいましょうか、仙台市としての考え方を含めてその整理を至急していきたいと思ってございます。

○事務局（梅内主幹）

3次補正関連でいきますと、前もともと従前地を買い上げる時も震災前の価格で買えるようにして欲しいという要望を国の方に出しておりますが、工程がどうなるか等についての回答というのは現在無い状況でございます。この辺を私どもとして非常にいじるというのが難しいというのがあるのかなという風に思つてございます。危険区域が減れば集団移転の対象の世帯も減つてくるという事にはなるんですが、ただ、津波で被災した地区の中では危険区域ではないけれども、やはり移りたいという御要望の方もございまして、そういう方にはなかなか適切な制度がないという所もあって、市の方が独自に何かできるのかというようなことも求められることになるかと思うのですが、かなり財政的に厳しいものもあります。その辺どういうものを組み立てられるかというのは、3次補正によって市が独自に使えるお金の規模等も出て参りますので、そういうものと見合いながら検討していく必要があると思っていまして。その意味でも3次補正詳細まで早く分かる。分からぬとなかなか動けないと思ってございます。

○増田委員

はいありがとうございました。

○板橋委員

説明会の幾つかの地区から出ている対処のかさ上げ等が整うまでの防災対策についてという御質問がありますがそれについては市側としてはどの様にお考えがあるのでしょか。

○事務局（梅内主幹）

確かに海岸防潮堤にしても、私どもの県道かさ上げにしても、当然数年という単位で時間がかかるでありますので不安という声は常にあります。直す際もそういうリスクがあるということだけは御承知おきくださいという事を申し上げているんですが、それについて絶対的にこれが大丈夫というものをお示し出来ない状態で非常につらいことではあるのですが、まずそれで確定しているものは無いんですが、県道より西側の地区についても地震がきた場合には「まず安全に逃げるというようなことを基本とする」という点は一切変わりませんので、私どもとしては整備の中では県道かさ上げ等も急ぐことは必要なんですが、避難の道路であるとか避難の施設についての考え方等も早めに決めて、その関係で地域との御意見の調整等をしながら、そちらの方を急ぐような必要が出てくるのではないかという風な考えも持っております。

○板橋委員

ハードが整うまでは、本当にソフト面の意識の強化ということが大前提だと思うんですが、今おっしゃったように仮の逃げ込める場所なり何なりというのをつくるということも是非をお考え頂きたいですね。

○事務局（梅内主幹）

そういう意味では、それを作るのにもある程度時間がかかるという面もございまして、今年中に全市を対象、当面被災地区、宮城野区、若林区が先行するようですが、今回の津波を踏まえての暫定的な避難の区域のマップとかを市民の皆様の方に、消防局の方からお配りするなどして、今、板橋委員からもありましたが、まずは今回の記憶が皆さんの中の脳裏に鮮明なうちに、ソフト面での啓発をしながら、先程言ったように順番的に避難の状況を確立しつつ、着実に防災のための土木施設の工事をするというようなことが現実的です。そういうことで市民の皆様のご協力をお願いするということが重要だと思っています。

○増田委員

仙台弁護士会からパブリックコメントの対応が出たとありましたが。全くの可能性なのかもしれません、土地利用規制を巡る行政訴訟みたいなものの可能性というのはどういう可能性があるのですか。特に今の所あまり考えていないということなのか、もし何かあれば受け立たざるを得ないということなのか。

○事務局（梅内主幹）

私も以前係長時代に法制担当をしていたことがございまして、可能性としては、計画段階でというのはなかなかないかと思うんですが、条例化した後に、その効力の差し止めというような行政訴訟も可能性は有るのかなと思っておりまして。あるいは、建築確認をだしてそれを拒否された事に対する行政的な訴訟等々の可能性があるかと思ってございます。私どもとしては、一定の危険というのはかなりシミュレーション等も繰り返してやってまいりましたし、国・県あるいは隣接市との調整をして参りました。また、地域の御要望なども入れながら、なるべくその危険区域を減らすように、今回もそういう方向で見直しを進めている訳ですが、やはり移転を危険という意味では公共としては「ここは危険だ」と言わざるを得ない。

長期プール化してしまうような区域ですね。ここは排水の問題を急いで考えていかなければならぬんですが、そういう地域については一定の危険性が今の所は合理的に推測されるものと思ってございます。訴訟自体は抑えてしまえば止めることは出来ないんですが、訴訟が起こればその辺を通じましても一定の危険性があるので規制をかけるというような主張について、やはり訴訟の場でも市の考え方をご説明して裁判所、あるいは原告の皆さんにご説明していくということになるんじやないのかと思っております。

○増田委員

あとは集団移転とか、現地再生とかある程度方向がでてきた段階で、何か地区別のまちづくりの地区計画のようなものをうまく利用していく、今お住まいの方自身も、どういう土地利用がいいのか建物を自らコントロールしていくようなルールづくりがいるのじゃないか、とそのような感じはしないでもないので、少しそれぞれの町内会の動きが見えてきた段階で、積極的にそういう活動はいるのじゃないかなと思っています。

○事務局（鈴木次長）

今の御意見頂いた通りかと思ってございまして、私どもの方でも今回集団移転をして頂く方々につきましても、コミュニティの維持を最優先といいましょうか、大変大切にしたいというお話を頂いておりますし、できるのであれば本当に移転なさる方々が集団単位ごとに新しいまちづくりといいましょうか、地区計画の制度を含めて自分達がお住まいになるルールづくりですとか、土地利用のあり方みたいなお話を含めて、自ら考えて頂いてそれを実現していくということを行政としてサポートしていくということが出来ればなと。まさにそういうことをしていかなければならないのかなということで考えております。ですので、我々行政だけではなくて、様々なご専門の方々のお力もお借りしながら、地域の方々と一緒に取り組んでいくのかなということを考えてございます。

○増田委員

やはり何十年かで風化していく部分も何かの形で残していくことが重要じゃないかと思います。他に何かありますか。

○渡邊委員

今の話に関連するかもしれないんですが、まちづくり説明会のようにご意見は多様で、集団移転でないようなことを考えていらっしゃる方もいるように見えるんですが、そういった方々は、現行制度下ではなかなかフォローは難しい所ですよね。そういう所も色々な予算関係等々も睨みながらということでおろしいんでしょうか。それはまだ現時点では厳しいんじゃないかなという理解でしょうか。

○事務局（鈴木次長）

先程、梅内も申し上げましたけれども、これまでの説明会の中でも今回災害危険区域は最小限にという所は一つの論理だと思ってございますが、逆に外れてしまった方々が不安だと、やはり自分は集団ではなくて個別にでも移転したいんだというような方が結構いらっしゃいます。この前の説明会でもその様な方々から何とか支援して欲しいと、逆に言うと集団移転の中に入れて欲しいという方も中にはいらっしゃいます。ただ、これは災害危険区域と集団移転とある意味制度でございますので、なかなかそのエリアを拡大するのは難しいという事がございます。然らば、どの様な事にするのかということになりますと、現国の制度を拡充されたとしても集団移転区域外の方を救う制度がございませんので、そこが正に仙台市とし

てどの様な判断をし、どの様なサポートができるのか、していくのかという事が大変悲しいんですが、金見合いの話がございまして、そこに実は検討をやっと開始したところではございますけれどもあまり時間もないで、そこの検討を急ぎながら、と言いましても先程申し上げた通り3次補正の詳細な姿が出てこないと我々どこに手を差し伸べたらいいのか分からぬという事もありまして、そこは国の動きを重視しながら出来る検討を進めていきたいと思つてございます。

○増田委員

あと、見直し案も含めて、平面の図でイメージが出ているのですが、先程の図の道路のすりつけも含めてもう少し海岸堤防があり、公園があり、かさ上げ県道があり、そちら側に農地がありというような所をなんとなく空間的にイメージがもう少し見えるパースの様なものとか、合成の写真のようなものとかそのようなものがもう少し固まった段階でみえてくると、どういう地区が海沿いに出来上がるのかというようなことが伝えられていいかなという気がします。景観シミュレーターみたいな話も昔からされているので、何かの折に検討してほしい。

○事務局（梅内主幹）

どういうことが出来るかというのがありますが、できるだけ分かりやすいように、委員の皆さんもそうなんですが、地域の説明会の時もそういうもので説明したいと思っておりますので工夫して参りたいと思います。

○増田委員

なかなか、真実を伝えるのは難しくて、そんなに良くならないだろうというのが出てくる場合もあるので難しいと思います。断面図的な、どれ位盛り上がってというような形とか、出して頂ければなと思います。

○渡邊委員

要望書に対する返答書みたいなものはどちらかで検討されるのですか。特にこのワーキングで議論すべき事ではないというのであれば、それに時間を割く必要があるのかどうかという所もあると思いますが。

○事務局（梅内主幹）

要望書等については、市に寄せられた要望書ということでございますので、これは回答のルールが決まってございますのでそれに則りまして処理をいたします。ただ、方向性を決めないと回答出来ないという事もありまして、方向性につきまして市の考えを基にご相談させて頂いているという事でございます。

○増田委員

あと、岡田の地区の町内会連合会から、小学校中心のまちづくりという議論が出ておりますが、この辺小学校も含めて生活関連のサービス施設を、移転の状況が決まれば、どう戻していくのか、残念ながら遠い所に新たにつくる事になろうかと思いますが、学校福祉施設を含めて今の検討状況というのはどの様になっていますか。

○事務局（梅内主幹）

岡田につきましては小学校自体はほぼ被災がないということで現在地に残る。周辺の所でも

かなり人口が残っておりますので残るかなという所でございますが、その他小学校でいくと3つ、荒浜と東六郷小と中野小ですかね。こちらの方は完全に使えない状況でございまして、これにつきましては計画を含めまして住民の方がどのように移るかという事によって、どこにおくかということを考えていく事になろうかと思います。災害危険区域に指定されてしまうとその中にというのは現実にはあり得ない話でございます。お住まいになるのをなるべく禁止するという事でございますので、その場合に出来るだけ近くに移りたいという御要望もあるので、そういう風に移った所で一定の人口が出るのか、あるいはそこからバスで近くの所に行ってもらうかという様な事があるかなということで、その後の検討という事になってきます。復興計画の最終案の段階では、皆さんの状況を踏まえながら次の福祉施設や教育施設といった生活関連の施設について検討しますというように留まるのではないかという風に思ってございます。

○増田委員

先程、板橋さんの方から工事の工程表みたいな議論がありましたが、もう少し議論でいうと移転事業が起こって、基盤整備が終わって、今言った様な施設が整備されて、それぞれの方の住宅が建ち始めてというのは全く見えない所はあるのですが、だいたい何年後位に進んでいくのか、もう少しはっきり見えてくると。仮設の解消の話とも関わってくるので、そんな資料の作成も考えないといけないんだなと思います。

○事務局（鈴木次長）

実は、これまでの説明会でも既に区画整理事業を行っている所を移転先地とする場合ですと2年後にはというようなことで、様々なパターンを想定して、移転といいましょうか、新しいお宅を建築して頂けるであろう時期についてお示しをしてきてございます。ただ、それも様々な想定に基づいている所もございますし、何分集団移転という一つのまとまりを作つて頂いていてそこの合意形成が当然大事な所でございます。今の所、理想的なスケジュールではあるんですが、今後まさしくこちらの方の復興計画が最終的に固まってくるということになりますと、我々としても説明を尽くしますし、地域の方々についてもより詳細のスケジュールを示して欲しいというお話を出てくるかと思いますので、その辺は合意形成と合わせてきちんと更に詳細なスケジュールを示していく必要があるし、示していきたいと思ってございます。

○板橋委員

一つですね、昨今、報道でも仮設住宅についての様々な問題が取り上げられています。残念ながら県内の仮設住宅は、あまり評判が良いとは言えなくてですね、結局どうせ作るのであれば、他の地区では専門家の意見を反映させて見知らぬ人同士が隣り合わせても会話が生まれるような構造というのが、そういう事を前提に作られた仮設もあってですね、そういう所では見ず知らずの方々で会話が生まれるような形の関係性が、自ら構築できるような関係になっているのを拝見すると、ただ何かを作るとか、ただ移転先をどうするというではなくてそこにどう移転先した先でコミュニティの維持が図られるかというのは、勿論自ら考えて頂く事も大事なんですが、折角ご専門の方々、東北大学をはじめとして沢山いらっしゃいますので、そういう方のご意見を吸い取りながらより良い形のものが形成できるように今回の仮設の問題点を踏まえながら十分お考えいただきたいと思います。

○事務局（梅内主幹）

昨日、伊東豊雄先生という建築家の方が仙台メディアテークを造られた方ですが、宮城野区

の方の仮設の所に集会の施設をお造りになりまして、昨日内覧会がありまして今日オープニングという形なんですが、そういった施設をつくる他に色々な行事をするとか、色々な形があろうかと思いまして、御提案も頂いておりますのでまずそういう所をどう区の方とも相談しながら、そう言った様な所をしっかりと進めて仮設の間でもしっかりとコミュニティを維持するというか、お互い支えあいの関係を作つて頂くということにもつながると思うので、そういう取り組みは非常に重要なだなと思います。昨日、私もちよつとシンポジウムへ行って来ましたが、そういうのを通じても非常に感じたところでございます。

○板橋委員

折角助かった命なのに自死をする方が出てきておりますので、そういう所のケアに関しても十分配慮頂きたいと思います。

○事務局（鈴木次長）

若干だけ補足させて頂きますと、実は各仮設住宅というと団地の中でも区役所中心に自治組織と言いますか、所謂仮設住宅の町内会みたいなものの組織化というものにも取り組んでおります。あとは、あすと長町の仮設住宅では、様々な所から仮設住宅にお入り頂いておりますが広場が、単なる広場なんですがそこを入居なさっている方々が上手くお使いになつたりとか広場に椅子を置いてみたりとか、NPOさんと一緒に様々な工夫をして頂いているということがありまして、正に空間としてどういう物を設けるとコミュニティが生まれるのかということを我々としても勉強をさせて頂いている所でございますのでそれについては、先程増田先生からもありましたが、新しい集団移転先のコミュニティ形成みたいな所でも反映させていきたいと思ってございます。

○増田委員

私は住宅の専門家ではありませんが、大槻でやっているようなのは本当は色々な所で、もうちょっと沢山あってもいいなと思いつつ傍観者になってしまったという反省も無きにしもあらずなんですが。

○渡邊委員

あと仮設住宅は、本当に胸が痛むような可哀想な状況である訳ですが、一方で復興住宅の方も先行して進められるような所があるならば、モデル的に見えてくるようなものが出てくるとまた皆さんの気持ちも変わってくるような所もあると思うので、どうしても行政サイドからすると全体的に上手く進むようにということを当然御配慮されるんでしょうけれども、「こういう所があったらいいな」と思えるようなものが少しでも早く見えてくるとよろしいのかなという気がしますね。

○事務局（鈴木次長）

復興公営住宅につきましては、第1期として仙台市で600戸整備しますということを公表させて頂いておりまして、場所は市内で4ヶ所に600戸ということなんですが、こちらの中でも当然第1期は集合住宅なんですが、そちらの中でも、まさに今回被災なさった方々に入居頂くことになるので、今までのパターン化された集合住宅ではなくて空間的に工夫することによってコミュニティが生まれるとか、土と触れ合うとか、単なる住まいするだけではなくて敷地の中で何かが出来るみたいな事の工夫というのを取り込んでやっていこうとしてございまして、詳細はこれから検討なんですが、今お話を頂いた様な事についても十分に考えながら設計を進めていきたいと思います。

○増田委員

そもそも流されてしまった方で、まだ自力でやれるかなというのはそれなりにいらっしゃつて、そういう方は多分もう一回どこかに戸建てをというのがあると思うのですが、それ以外の方は中々難しい面もあって、無理に土地をお持ちだからと言って戸建てにお住まいにならない方が個人的には楽な暮らしがあるのじゃないかと思ったりもしますが、思い入れがそれぞれですが。公営住宅やグループホームのようなコーポラティブのようなものをどこかで上手く仕掛けていって、何か自発的にそういう人達が集まって来て、新しいのをやるというのが幾つか動き始めると、単に土地を買って集団移転事業で自分の一戸建てを建てる以外の展望も有りますよというのをお示し出来た方が良いのじゃないかと思います。それでは東部ワーキングとしては次回来週の本会議に向けて、あと何を決定しておく必要がありますか。一応、この概ねのシミュレーションの考え方については了承し、これを持って東部ワーキングの結論として本会議に上げるというそういう方向でよろしいですか。幾つか先程附帯の条件が出ておりましたので、それをもう一度整理して頂いてということで。

○板橋委員

先程の多賀城ですか名取ですか、そことのすり合わせというのはどれ位のタイミングでするのですか。

○事務局（梅内主幹）

今日の話がありましたので、これを受けて 2 日までの間には一度話し合いをしようと、今スケジュールを調整してございます。両方とも宮城県さんが深く関係がある方ですから、県とも御相談をしてということで、2 日までの間に結論ということではないですが、意識合わせとかを進めるというのが。電話でも出来るのですが、お伺いしてご説明したいなと思っております。

○事務局（本部長）

丁度、港湾の周囲といいますか、堤防そのものが、今回の検討結果あまり好ましくない結果なんですが、ただ全体的に東部地域の中で移転対象区域をどうするかという議論の所にはそれ自体には影響しないといいますか、地区単位の話になってきますので、そういう意味では一旦切り離しをするのかなと。今後港の所に、堤防をどの程度造るのか、あるいはそれだけではなくて幾つか対策を講じるというようなことも検討にはなると思いますが、それは少なくとも、白鳥地域とかああいった所の浸水影響をより軽減すると、そういう観点で基本的に対応策を練るという事になりますので、その姿を見た時にプラスαという対策になるのかなと。その時には当然多賀城との関係もありますが、今回の復興計画の中に移転対象区域をどこのエリアにするのかという所については、今言った部分の議論を一旦切り離しても大丈夫だなと思っているんですが。

○増田委員

港湾に関しては産業系のものも含めて特区の構想とか、そちらでもまた新たな基盤整備ということも必要になってきたりすると思うので、もう一段別の議論がまたこの後有りそうな感じはしますよね。

○渡邊委員

蛇足的な質問になりますが、今話題になっている港湾堤防ですか海岸堤防、河川堤防も基

本的に3次予算案の対応な訳ですね。

○増田委員

今日は、中井先生が御欠席ですけれど、農地等東部の土地利用で何か検討を忘れている事があるのではないかという気も若干するのですが、そこら辺は農業団体とのやり取りの中で何か出てきたりしていますか。特には無いですか。東部まちづくりとしては、今回は集団移転とか都市計画系の話を主にやっているのですが、除塩も含めて色々と動き始めるということだと思いますが。

○事務局（佐藤課長）

農政企画課の佐藤でございます。農業団体さんとの話し合いについては、既に圃場整備のお話しでございますとか、農地の集約化について様々な話し合いを続けてございます。中間案の中身につきましてもご説明を頂いてそれをベースに話し合いをもってございまして、実は来週31日も第8回目になりますがどの団体さんとの話し合いで、その中には以前御説明させていただきましたが、JAさん、それから土地改良区さん、それから東北農政局さん、あるいは宮城県も入って頂いています。あそこの農地をどういうような形でしていくかという様な話し合いをしてございます。いずれ、私どもの中間計画の中で盛り込まれた土地利用とのすり合わせというのは十分に出来ているのかなというように思ってございます。具体的にどういったものが出てくるかについては、今後議論という形になってございます。

○板橋委員

実際に農家の方からはどういうお声があるのですか。

○事務局（佐藤課長）

7月末から若い方々でございますとか、あるいは認定農業者といいますと割と高齢の方々、幅広い方々から意見収集はしてございます。やはり若い方々も含めて、大規模化をしたいと。特に水田農業につきましては、今の機械の能力からすると、七郷地区は30aの面積、大きい所では1haという少しだけ例外があるんでございます。六郷地区については10aという非常に小さい区画になってございまして、トラックのすれ違い、あるいは農業機械が入れられないという事がございまして、当然委託作業をするにしても大型機械も入ってこれない状況になつてございますので、いずれ圃場は大きくして欲しいという御要望が非常に強くございます。一方で、従来土地と親しんでこられた方々の御意向というのもございますので、そう言った意味では大きくする部分とか、あるいは自分の住まいの所の農地は有る程度残しておく、そういう工夫も必要なのかなと思っております。ただ、形を変えるだけではなく、高い収益性をもつて農業として生きていかなくてはいけないという事もございますので、そういう部分についても、様々な御提案をさせて頂く。例えば生産地の近くにカット工場とかそういうものを一体的につくる、あるいは流通と一緒に結び付けるとか、当然仙台という大消費地が身近に有る訳ですから、そういう強みを生かす様なものを展開できればいいのかなという話を今している所でございます。

○増田委員

あとは前回の素案の段階で、土地利用の全体のゾーニングみたいなものが少しありましたが、特にあれについての議論は大きく変わる様なことはないということでおろしいでしょうか。

○事務局（梅内主幹）

基本的にはあまり大きく変わらないかなと思うんですが、今回県道の位置が振れましたので、以前多様な土地利用を検討する部分としていた所について、そういう土地利用の仕方が困難になる部分もあるかなという事を考えてございまして、このまま残すことになるかもしれません、もしかするとその網を取って農地としてこの部分をしっかり再生するということにして、様々な事業については例えば港地区の方で展開するとか、そういう様な事もあるのかなと思ってございまして、その辺をちょっと内部でも十分に議論が出来ていない。まだシミュレーションから日が浅くて、この部分しか議論が出来ていない様な状況です

○増田委員

それでは、新産業や農業も含めて、次回の 2 日の段階には少し何か出てくるということでおろしくお願ひします。ほんと、今日予定されていた論点は終わりだと思いますが、その他の所について何かありますか、よろしいですか。なければ、東部ワーキングとしては、最新のシミュレーションに使った前提を本会議の方に上げるという結論でまとめたいと思います。意見が無ければこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

以上、議事録の内容につきまして、すべて相違ありません。

平成 23 年 / 1 月 / 14 日

議事録署名者

(座長) 増田 鳥

(委員) 渡邊 浩文